

世界ヘルスケア関連リートファンド (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / 不動産投信



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 ※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第383号
 設立年月日：2004年1月26日
 資本金：280百万円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額：34,130百万円
 (資本金、運用純資産総額は2018年8月末日現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう世界ヘルスケア関連リートファンド(為替ヘッジなし)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年4月5日に関東財務局長に提出し、2018年4月21日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

[照会先] キャピタル アセットマネジメント株式会社

[電話番号] 03-5259-7401 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
 [ホームページ] <http://www.capital-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、世界ヘルスケア関連リートマザーファンド（以下、マザーファンドといいます。）に投資し、中長期的に信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1 世界の金融商品取引所に上場されているヘルスケア関連リートを実質的な投資対象とします。
ヘルスケア関連リートとは、介護・医療・病院・ライフサイエンス・高齢者用住宅などのヘルスケア関連施設に投資するリートや今後ヘルスケア関連分野から恩恵を受けるリートなどの投資商品が該当します。

<ファンドの仕組み>

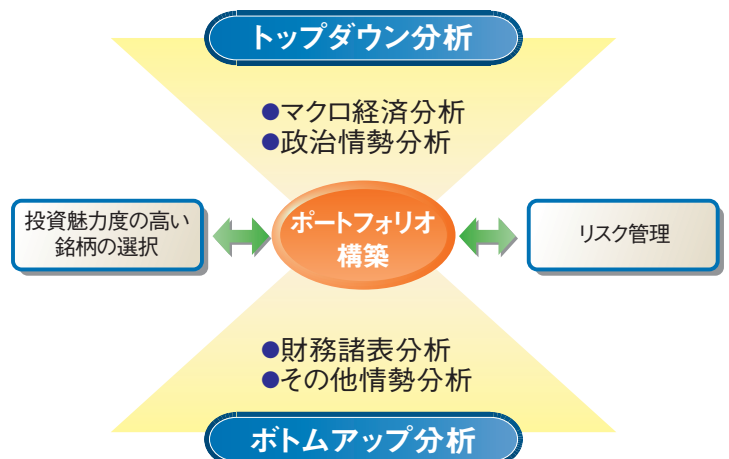


※金融市場の動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

- 2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用プロセス

- 主要な投資対象である世界の金融商品取引所に上場されているヘルスケア関連リートの中から、投資魅力度の高い銘柄を選別し、分散されたポートフォリオを構築することを目指します。
- トップ・ダウン分析とボトム・アップ分析を組み合わせたアプローチを用います。
 - トップ・ダウン分析では、マクロ経済動向や政治情勢等を検討し、投資判断に活かします。
 - ボトム・アップ分析では、財務諸表分析や投資指標の比較検討等を行います。





主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は制限を設けません。

分配方針

年1回(原則として1月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越し分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益については、委託者の判断に基づき、運用の基本方針と同一の運用を行います。



- * 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。
- * 分配金の金額はあらかじめ決められたものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主に国内および海外の金融商品取引所に上場されているヘルスケアREITなど値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

主な変動要因

REITの価格変動リスク	REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。
信用リスク	REITは、信用状況(経営や財務状況等)が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該REITの価格が下落する場合があります。したがって、信用状況の悪化に伴い基準価額が下落することがあります。
特定の業種・銘柄への集中投資リスク	当ファンドは、ヘルスケア関連のREITに集中的に投資するため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、当ファンドでは、比較的少数の銘柄に投資を行う場合があるため、より多くの銘柄に投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の変更リスク	REITおよび不動産等に関する法制度(税制・建築規制等)が変更となった場合、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。
ヘルスケアREIT固有のリスク	ヘルスケアREITは、一般的なREITが行う賃貸事業に留まらず、ヘルスケア関連施設運営に伴う事業リスクを施設運営者(オペレーター)と一部共有している場合があります。また、オペレーターの変更等によりサービス内容や施設利用料等が変更される可能性があり、その影響でヘルスケアREITが投資する施設の事業等が悪化した場合には、当該REITの価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト(債務不履行)、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため証券価格の変動が大きくなる場合があります。

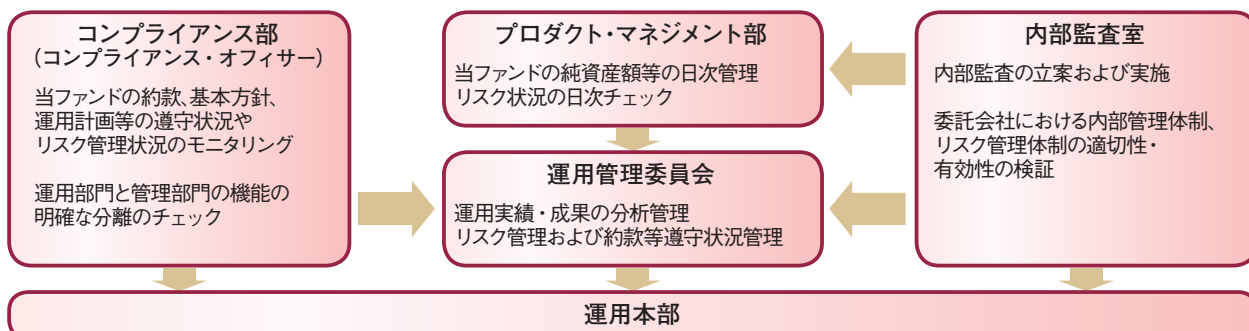
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。



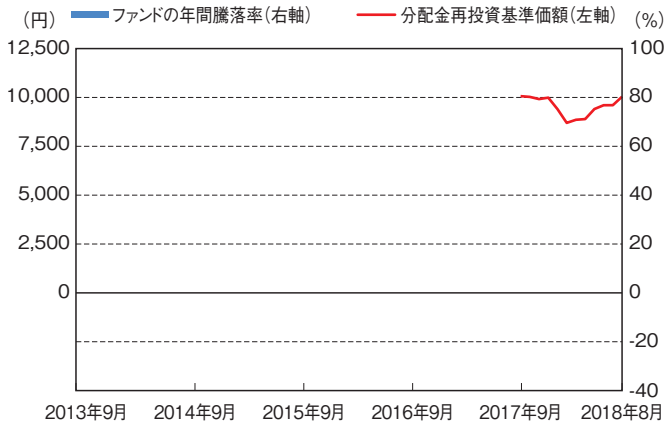
※リスクに対する管理体制は2018年8月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。



(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2013年9月～2018年8月)

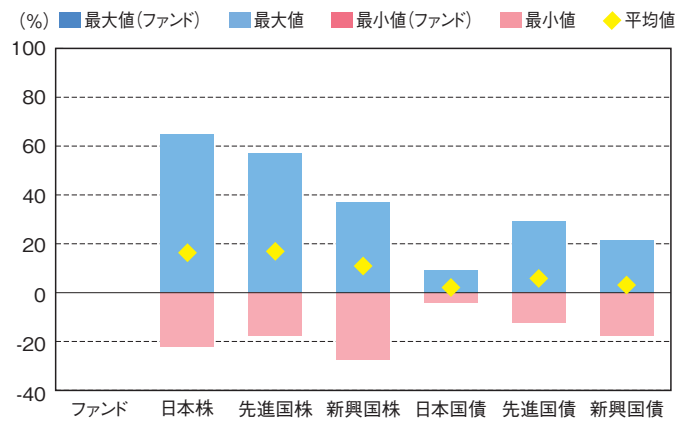


* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* データは設定月末より記載しております。なお、ファンドの年間騰落率は設定日より1年が経過していないため、記載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年9月～2018年8月)



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値	-	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	-	16.6	16.9	10.9	2.1	5.8	3.1

* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 当ファンドは設定日より1年が経過していないため、該当事項はありません。

各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

■ 基準価額・純資産の推移 2017年9月28日(設定日)～2018年8月31日



基準価額	10,041円
純資産総額	0.75億円

■ 分配の推移

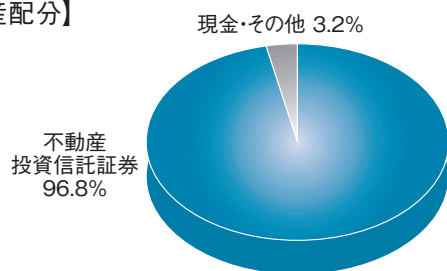
決算日	分配金額
2018年1月22日	0円
設定来累計	0円

1万口あたり/税引き前

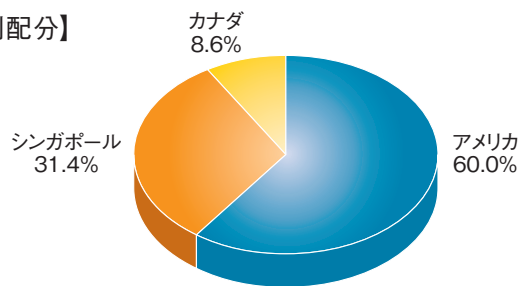
※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

■ 主要な資産の状況(マザーファンド)

【資産配分】



【国別配分】



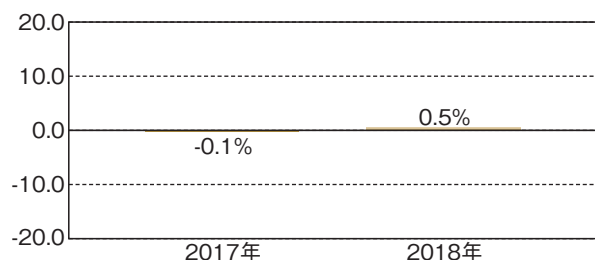
※資産配分比率は純資産総額に対する評価額の割合、国別配分比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【組入上位10銘柄】

組入銘柄数：16銘柄

銘柄名	発行国	投資比率
オメガ・ヘルスケア・インベスターズ	アメリカ	9.7%
メディカル・プロパティーズ・トラスト	アメリカ	9.4%
ノースウェスト・ヘルスケア・プロパティーズ・リアルエステート	カナダ	8.4%
ナショナル・ヘルス・インベスターズ	アメリカ	8.3%
シニア・ハウジング・プロパティーズ	アメリカ	8.3%
メープルツリー・ロジスティックストラスト	シンガポール	6.3%
メープルツリー・インダストリアル・トラスト	シンガポール	6.1%
ウェルタワー	アメリカ	5.5%
ファースト・リアルエステート・インベストメントトラスト	シンガポール	5.4%
サブラ・ヘルスケア・リート	アメリカ	5.2%

■ 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。
※当ファンドにベンチマークはありません。
※2017年：設定時(2017年9月28日)から年末までの収益率
※2018年：年初から8月末までの8ヵ月間の収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

手続・手数料等



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3% (信託財産留保額) を控除した価額となります。
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	2018年4月21日から2019年4月19日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご解約請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込不可日	ニューヨークおよび東京の証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金申込は受けられません。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	2017年9月28日(設定日)から2026年7月17日まで。
繰上償還	残存口数が減少し運用が困難となった場合やこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、償還となる場合があります。
決算日	原則、1月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行ないます。
信託金の限度額	500億円
公告	原則、 http://www.capital-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2018年8月末日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。



ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入価額に 3.24%(税抜3.0%)を上限 として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。		販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.4688%(税抜1.36%) の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、1月20日と7月20日(当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。)の翌営業日または信託終了のときにファンドから支払われます。			
	【運用管理費用(信託報酬)の配分】			
	当該ファンドの純資産総額に対して	年1.4688%(税抜1.36%)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
その他の費用・ 手数料	内訳 (税抜)	委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年0.70%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。				

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2018年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始しております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。